

変更その4

国民年金保険料の免除制度が変わります

1. 保険料半額免除制度がスタートします！

申請免除の条件

申請して前年の所得などの条件により、承認を受けると保険料が免除されます。

所得がないとき
地方税上の障害者、または寡婦で年間所得が一定以下のとき。
その他保険料を納付することが困難で、天災などの理由があるとき。

保険料
全額免除
または
保険料
半額免除

申請免除の扱い

免除された期間の扱いは次のようになります。

年金を受け取るための
資格期間には？

資格期間に入ります（半額免除の場合は、
半額保険料が納付されたときに限ります）

年金額を計算するときは？

計算の対象期間となりますが、その期間分
の年金額は全額免除が3分の1、半額免除は
3分の2の金額になります。（半額免除の承認
を受けて、半額保険料が納付されている場合
に限ります）

保険料の追納は？

免除された保険料分は10年までさかのぼっ
て追納できます。（半額免除の承認を受けた
半額保険料の追納は、すでに半額保険料が納
付されている場合に限ります）

2. 学生納付特例制度の対象範囲が拡大されます！



平成14年4月から、今まで認められていなかった夜間部・定時制・通信制の
学生も学生納付特例制度の対象となります。

学生納付特例制度は、届け出（申請）をして、承認をされると保険料が後払
いできます。保険料が納められないからと未納にせず、卒業まで毎年忘れず届
け出をしましょう。

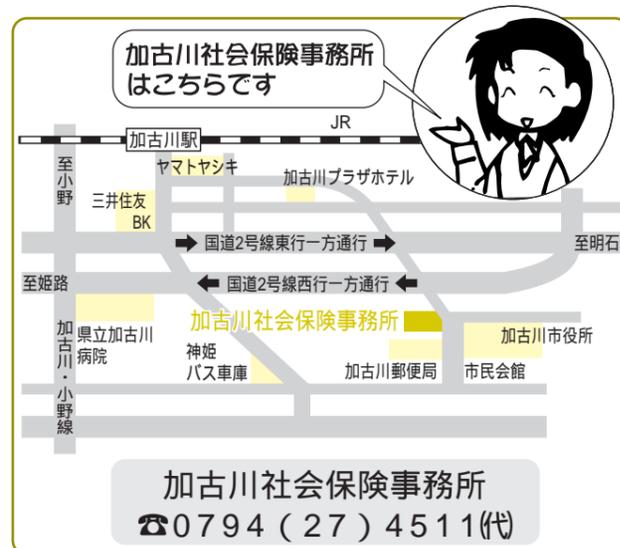
平成14年4月分からの国民年金保険料の 免除を希望される方へ

学生納付特例制度の対象の方

平成13年度中に播磨町で学生納付特例制度を申請され
た方には、4月初旬に、平成14年度用の申請書を郵送し
ます。5月31日(金)までに、学生証のコピーまたは在学
証明書を添付して、申請書を住民課へ返送してください。
学生以外の「全額免除」「半額免除」希望の方
4月17日(水)～5月31日(金)の期間に、住民課へお越
しくください。

申請には次のものがが必要です。

- 年金保険料の納付書 認め印
- 雇用保険受給資格者証など失業したことがわかる書類
(平成13年1月以降に失業した人のみ)
- 平成14年度所得証明書(平成14年1月1日以降、播
磨町に転入された方のみ)



平成14年4月1日から

国民年金事務や制度が変わります

▶問い合わせ 住民課 ☎0794(35)2363

国民年金は本来、国が行う事業ですが、今までは市町が行ってきました。
しかし国と市町の事務分担が見直され、平成14年4月から一部変更になり
ますので、お知らせします。

変更その1

国民年金保険料の納付先が、町から国(社会保険事務所)へ変わります！

平成14年4月分からの国民年金保険料の納付書(振込用紙)は、国(社会保険事務所)が直接発行し、送
付します。

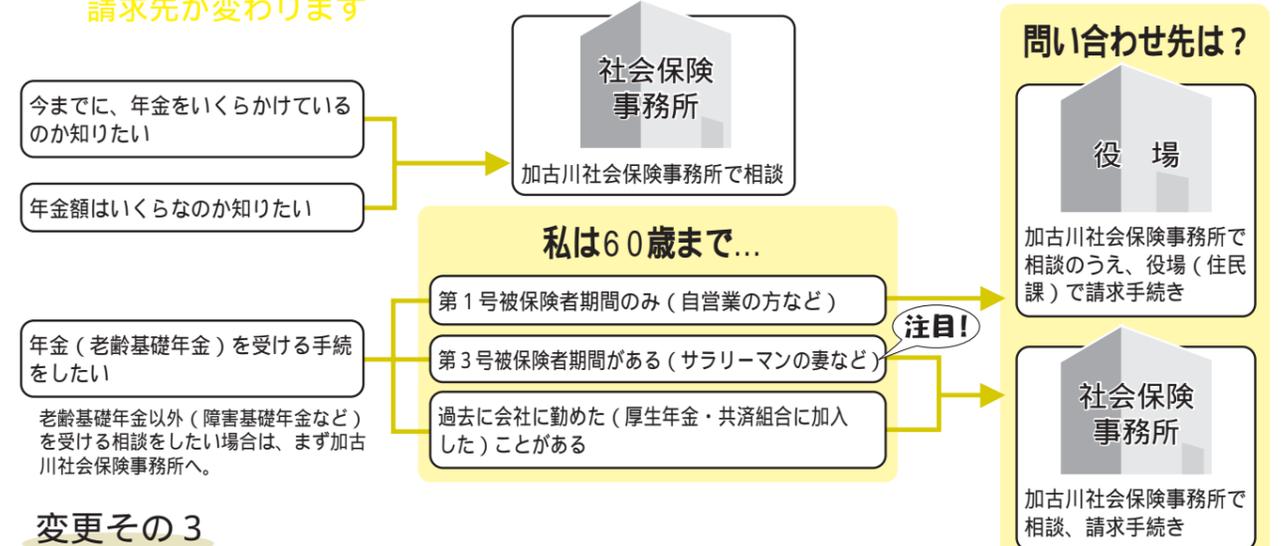
- ・全国の金融機関、郵便局での納付・口座振替が可能となります。
- ・町役場窓口(出納室)では保険料の納付ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・毎月の保険料の納付期限・振替日が現在の当月末日から翌月末日に変わります。
- ・一度口座振替の手続きをすれば、町外に引っ越しをしたときにも再手続する必要がなくなります。



納付書の発行や口座振替についての問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎0794(29)6415

変更その2

年金についての相談窓口や、第3号被保険者期間のある人の老齢基礎年金などの 請求先が変わります



変更その3

第3号被保険者の届出先が、町から配偶者の勤務先が変わります

第3号被保険者とは、厚生年金や共済組合の加入している会社員や公務員に扶養されている妻(夫)
のことです。平成14年4月からは、第3号被保険者に関する届出は、配偶者の勤務先の会社または共
済組合で行ってください。町の窓口では取り扱いできなくなります。